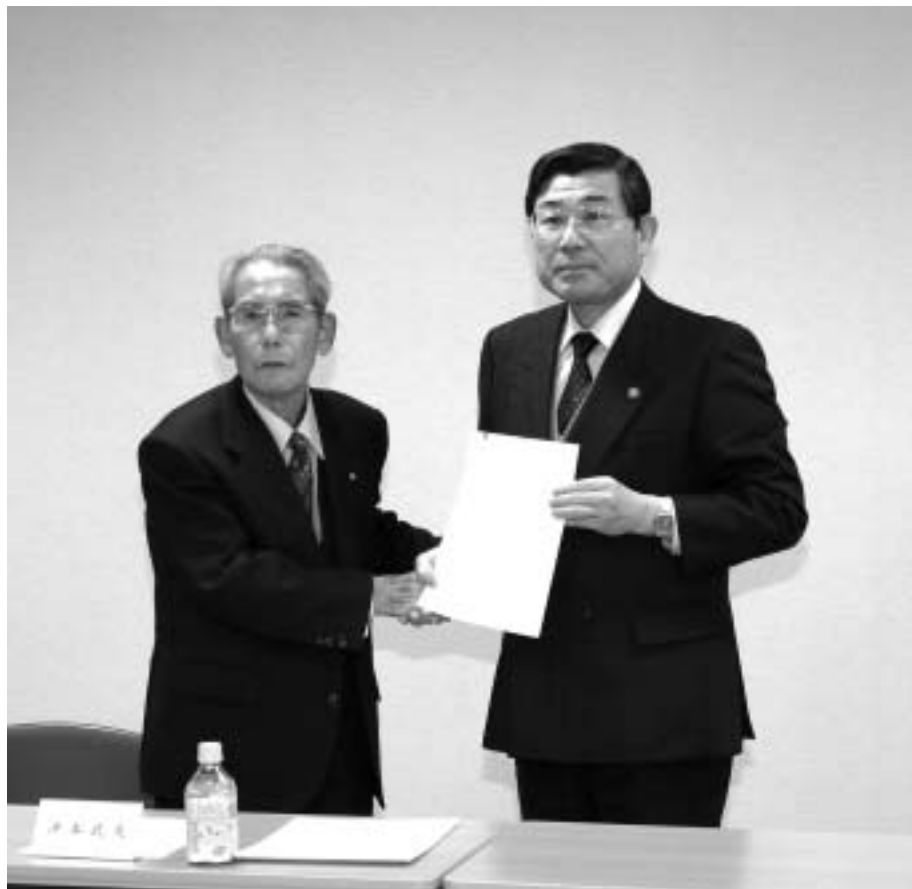


人権が尊重された心豊かな

地域社会の実現に向けて



沖本隣保館運営等審議会会長が末岡市長に答申を提出

国の同和対策審議会答申（昭和四十年八月十一日）において、同和問題の解決は、国および地方公共団体の責務であると同時に国民的課題であるとの基本的認識が示され、これらで関係諸施策の推進や教育・啓発活動の推進によって、市民の皆さんの同和問題に対する理解も深まり、その成果は、全体的には着実に進展してきました。

こうした状況から、今年2月1日、市の諮問機関である「光市隣保館運営等審議会」から市長に、本市の「同和行政の総括」についての答申が行われました。

今後、市では、答申に掲げられた方向性を尊重しながら、同和問題を人権問題の課題のひとつとしてとらえ、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会づくりを目指し、「基本的人権の尊重」という普遍的視点を立って、人権教育・啓発活動に努めます。

同和行政の取り組みについて

同和問題は、人間の自由と平等に関する問題であり、基本的人権に関わる課題です。

この問題を早期に解決していくため、国においては昭和44年以来33年

間、三度にわたり制定された特別措置法（3頁参照）に基づく特別対策を中心に、今日まで積極的に関係諸施策を進めてきました。

本市においては、同和問題の早期解決を市政の最重要課題のひとつとし、「生活環境の整備」、「経済の

に意見を求めました。

答申の内容について

そして、「光市隣保館運営等審議会」から、次のような答申が行われました。

昭和40年、国の「同和対策審議会」の答申において、この問題の早急な解決は、国および地方公共団体の責務であると同時に、国民的課題であるとの基本的認識が示され、これらの関係諸施策の推進と関係地域住民の自立に向かう自助努力の結果、関係地区の生活環境等は大きく改善された。また、教育・啓発活動の積極的な

推進により、市民の同和問題に対する理解も深まり、その成果は全体的には着実に進展してきた。今後は、これまでの同和行政の成果を踏まえ、基本的人権の尊重という普遍的視点を立って、同和問題を人権問題の課題のひとつとしてとらえ、幅広い人権課題の早期解決に向けて、努力されるよう望むものである。（要約）

あわせて、これまで福祉の向上や人権課題の解決に向けた各種事業を行い、同和行政の推進に大きな役割を果たしてきた「隣保館」についても、幅広く住民交流の拠点となる、「コミュニティ施設」への転換が提言されました。



関係法律等の制定の経緯

- 昭和44年7月 同和対策事業特別措置法（同対法）
- 昭和53年11月 同対法の三年延長
- 昭和57年4月 地域改善対策特別措置法（地対法）
- 昭和62年4月 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）
- 平成4年3月 地対財特法の一部改正法（5年延長）
- 平成8年5月 地域改善対策協議会の意見具申
- 平成9年3月 地対財特法の一部改正法（経過措置法…平成13年度末まで）
- 平成12年12月 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 平成14年3月 人権教育・啓発に関する基本計画

（注）は、特別措置法



隣保館運営等審議会での審議の様子

本市における主な事業等の整備内容

生活環境の整備

隣保館建設、公営住宅等の建設整備、道路整備、上水道・下水排水路整備、公共下水道事業、住宅改良、住宅地分譲事業、墓地環境整備、公園等の施設整備など

経済の振興と福祉の充実

農道整備、かんがい排水路等の農業基盤整備、農業共同作業場、大型共同作業場の建設整備など

同和教育と啓発活動の深化・充実

学校同和教育の実践、教育集会所活動、教養講座、社会教育活動等整備、同和教育研修など



現在の「三輪福祉会館」

現在の「光隣保館」